

相続の無料相談会

相続

遺言

12組
限定

相続の相談実績
1,400件以上

相続の専門家が対応!

相談会概要

相談日時

2021年
12/3【金】4【土】

- ①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③13:00~13:50
④14:00~14:50 ⑤15:00~15:50 ⑥16:00~16:50

上記以外の相談をご希望の場合には、事務所までお問い合わせください。

会場

**総社移住・創業サポートセンター
S-スタ(旧吉備信用金庫東支店)**

〒719-1112 岡山県総社市窪木890-4



ご予約
ダイヤル

086-486-4521 事前予約制 (お電話でお申込下さい)



相談会当日の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

相談会当日は皆様に少しでも安心してご来所いただけるよう取り組んでいます。
●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談
その他ご不安なことがございましたら当事務所までお問い合わせください。

相続手続きでこんなお悩みありませんか？

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておく、後で様々なトラブルが起こります。

相続手続き一式 (遺産整理業務)

- 親族が疎遠で、遺産分割がなかなか進まない。
- 兄弟間の相続手続きが滞っている。
- 全ての相続手続きを専門家に任せたい。



専門家が各種相続手続きを一括で代行します。

遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- 他の相続人と話をせずに、手続きを進めたい。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人とトラブルにならないようお手伝いいたします。

総社で不動産を相続される方へ

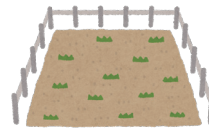
相続対策の準備は万全でしょうか？

このようなケースは相続不動産の売却をおすすめします！

ケース
1

遺産が土地のみで、相続人が複数人の場合

土地を共有名義で相続しても、将来的に「売却する」、「自宅を建てたい」などの土地活用をする際に、全員の同意が必要になり、揉める原因となってしまいます。



財産が土地のみ

土地活用する際、全員の同意が必要



相続人A



相続人B



相続人C

ケース
2

今後、住む予定のない不動産を相続した場合

維持費（修復、管理など）、管理費用が掛かり、固定資産税（税金）を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税

負担



相続人A

ケース
3

親が高齢で認知症のリスクがある場合

実家が親名義の場合、高齢になったときに実家をどうするかという問題もあります。親に介護が必要になり施設に入所させたい場合、実家を売却して入所の資金に充てたいと考える方もいらっしゃいます。介護施設に入所前、親が認知症になってしまうと、実家の売却が困難になることがあり、結局実家を処分できず苦勞するケースが多数あります。



相続人A



母
認知症

売却が困難



親名義の不動産

ケース
4

納税資金を融通しないとイケない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に
現金で納める

相続の専門家がお悩みを解決します



司法書士法人ももたろう総合事務所

司法書士 澤田 優也

岡山県司法書士会（登録番号797号）

経歴

平成16年 岡山大学法学部卒業

平成23年 司法書士試験合格

平成24～25年 総社市内の司法書士事務所勤務

平成26年 ももたろう総合事務所開設

相続手続きについてわかりやすく解説！
「あんしん相続ガイドブック」をプレゼント！



先着12名様に
無料プレゼント！

相談をご希望の方はお電話にて
事前申し込みをお願い致します。 **086-486-4521** 【予約受付】 平日9:00～18:00

相続・遺言の
ご相談なら

司法書士法人ももたろう総合事務所

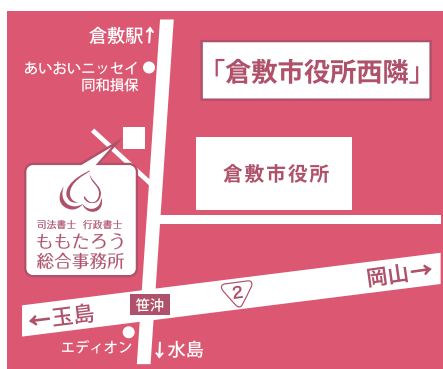
●住所：岡山県倉敷市西中新田619-1



総社 相続

検索

<https://kurashiki-isansouzoku.com/>



司法書士は司法書士法の範囲内で、業務を行います。